

「特産品お取り寄せキャンペーン事業」出展要領

〔令和2年9月30日〕
産業振興部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、市が「特産品お取り寄せキャンペーン事業」を実施するにあたり開設する本市特産品や土産品等（以下「販売品」という。）のECサイト（以下「本サイト」という。）への出展に関して必要な事項を定めるものとする。

(販売対象)

第2条 本サイトに出品することができる販売品は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に本店・支店・営業所等を有するお土産品・特産品等の販売事業者が製造する食品、工芸品等（OEM含む）
- (2) 市内に本店・支店・営業所等を有するお土産品・特産品等の販売事業者が取り扱う県内生産の食品、工芸品等

(運営事業者)

第3条 本サイトの運営は、市から業務委託を受けた受託事業者が行う。

(出展申込)

第4条 本サイトに出品を希望する事業者等（以下「申込者」という。）は、出展申込書（様式第1号）および商品登録シート（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(出展許可等)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査の上、出展許可通知書（様式第3号）又は出展不許可通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

(出展許可の取消し)

第6条 市長は、出展許可を受けた申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、出展許可を取り消すことができる。

- (1) 第9条各号に定める事項を遵守していないとき。
- (2) 前号のほか、不適切な出展行為等が行われたとき。

2 市長は、前項の規定により出展許可を取り消したときは、出展取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

(売上代金等の入金)

第7条 次に掲げる販売品の売上代金等については、月に1回、受託事業者が出展事業者の指定する口座へ入金する。

- (1) 販売品の売上代金（税込）
- (2) 販売品の販売価格（税抜）の20%割引相当額
- (3) 出展事業者が負担した販売品の送料（税込）

(手数料の負担)

第8条 販売品に係るクレジット決済手数料およびショッピングモール販売手数料等は、出展事業者の負担とする。

(遵守事項)

第9条 第5条の規定により出展を許可された事業者等は、出展にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品安全基本法、食品衛生法、JAS法、計量法、JIS法その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (2) 品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (3) PL保険（生産物賠償責任保険）等に参加し、事故等による賠償責任を負うこと。
- (4) 知的財産権を遵守していること。知的財産権について係争中でないこと。
- (5) 発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- (6) 公序良俗に反しないものであること。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。